

命 令 書

〇〇〇〇株式会社

_____ 便 機長

1. 命令

お客様の以下の行為に対し、航空法第73条の4 第5項に基づき、当該行為を反復、又は継続してはならない、と命令します。

- 乗降口又は非常口の扉の開閉装置を操作すること
- 化粧室で喫煙すること
- 乗務員の職務を妨害し、航空機の安全の保持等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること
- 禁止された電子機器を使用すること（機器名：_____）
- 指示に従わず、座席ベルトを着用しないこと
- 指示に従わず、座席の背、テーブルなどを元の位置に戻さないこと
- 非常脱出の妨げになる場所へ手荷物を放置すること
- 消火器、非常用警報装置、救命胴衣等を操作・移動又は機能を損なう行為をすること

なお、この命令に反して違反行為を反復・継続した場合、航空法に基づく罰則（50万円以下の罰金）が科されることがあります。

2. 注意

当社は運航の安全・機内秩序維持のため、

- ・ 当便を含め、当社への搭乗を断ることがあります
- ・ 警察への通報・引渡しをすることがあります
- ・ お客様に対し、拘束を含む必要な抑止措置を行うことがあります
- ・ お客様の行為に関連して、当社が取った措置（出発空港への引き返しなど）によって当社に損害が発生した場合、その一切の賠償をお客様に請求することがあります

命令書交付日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分（L / Z）

機内発生場所 _____